役員報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人筑前早良福祉会における役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規定を適用する対象は、理事・監事・評議員・顧問（以下、役員という）とする。ただし、施設職員であって法人役員を兼務する者は、この規程を適用しない。

（報酬の額）

第3条　役員は、その業務への出席１日につき10,000円を日当として当日に現金で支給する。同日にあわせて法人の業務を行なった場合であっても重複しては支払わない。

（費用弁償の額）

第４条　役員は、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

２　費用の弁償額は、実費とする。

（費用弁償の辞退）

第5条　役員は、費用弁償額の全部又は一部につき辞退することができる。

（諸会議等の出張費用）

第6条　諸会議等に出席するために必要とする費用等は、「社会福祉法人筑前早良福祉会旅費規程」に定める基準に準じて支給する。

（変更等）

第7条　この規程の変更・改定及び定めのない事項については、理事会において起案し、評議員会にて決議し定める。

附　則

　この規程は、平成29年4月１日より施行する。

　この規程は、平成30年6月20日より施行する。